

個人住民税における配当課税に係る所要の措置

<改正のポイント>

1. 趣旨・背景

上場株式等の配当等に係る源泉徴収において、個人株主単独の持株割合が3%未満である場合は、①同族会社との合計でも持株割合が3%未満であるときは、住民税は源泉徴収され、②同族会社との合計で持株割合が3%以上であるときは、法令上は住民税は源泉徴収されない。

しかし、上場株式等の配当等の支払いの取扱いである金融機関には、同族会社の持株割合を把握する手段がないことから、一律に5%の住民税の源泉徴収が行われていた。

これにより、法令上過徴収となった住民税について、これまで精算する手続きがなかった。

2. 内容

個人株主単独の持株割合が3%未満である場合には、同族会社の持株割合にかかわらず、住民税の配当割の対象として、住民税5%が源泉徴収される。

3. 適用時期

大綱上、明確な記載はない。

4. 影響

個人株主単独の持株割合が3%未満であり、同族会社との合計で持株割合が3%以上となる個人株主への上場株式等の配当等について、法令上の源泉徴収税率が15.315%から20.315%に変更されるため、法令上と実務上の取扱いが一致する。

<改正のポイント>

5. 実務のポイント

- ・改正後は、個人株主単独の持株割合が3%未満であり、同族会社との合計で持株割合が3%以上となる個人株主への上場株式等の配当等についても、源泉徴収税率は20.315%が適用される。なお、当該配当等については、総合課税の対象であるため、引き続き確定申告をする必要がある。
- ・適用時期について大綱上、明確な記載がないため、今後の改正法案において適用時期を確認する必要がある。
- ・改正後の住民税5%の精算手続きについて大綱上、明確な記載がないため、今後の改正法案において確認する必要がある。

1. 改正の趣旨・背景

「貯蓄から投資へ」という政策観点のもと、個人投資家に対して課税の簡素化を図ることを目的に2003(平成15)年に「申告不要」制度が導入され、上場株式等の配当等については、20.315%の源泉徴収がされた上で、申告方式が選択できるようになった。この制度は投資促進のために設けられた制度であるため、会社の経営に参画する持分としての事業参加的な性格が強い大口株主等(単独で持株割合が3%以上の個人株主)に対する上場株式等の配当等については、対象から除かれており、総合課税の対象となる。

2022(令和4)年度の改正において、総合課税の対象となる上場株式等の配当等については、個人株主単独の持株割合のみで判定するのではなく、個人株主単独の持株割合が3%未満であっても、同族会社との合計で持株割合が3%以上となる個人株主への上場株式等の配当等についても総合課税の対象とする改正が行われた。

しかし、所得税の源泉徴収税率については改正されなかったため、改正前は、個人株主単独の持株割合が3%未満である場合において、①同族会社との合計でも持株割合が3%未満であれば、20.315%(所得税:15.315%+住民税:5%)、②同族会社との合計で持株割合が3%以上であれば、15.315%(所得税:15.315%+住民税:0%)の源泉徴収を行うものと法令上されていた。

個人株主単独の持株割合が3%未満である場合において、同族会社との合計の持株割合が3%以上か3%未満かによって、住民税5%の源泉徴収の有無が変わるが、上場株式等の配当等の支払いの取扱い(特別徴収義務者)である金融機関には、同族会社の持株割合を把握する手段がないことから、一律に5%の住民税の源泉徴収が行われていた。

これにより、過徴収となった住民税について、これまで精算する手続きがなかった。

改正後は、個人株主単独の持株割合が3%未満であり、同族会社との合計で持株割合が3%以上となる個人株主への上場株式等の配当等についても、住民税の配当割の対象とすることにより、源泉徴収税率が20.315%(所得税:15.315%+住民税5%)となる。

これにより、法令上と実務上の取扱いが一致する。

2. 改正の内容

(1) 改正の内容

2022(令和4)年度改正において総合課税の対象になった個人株主単独の持株割合が3%未満であり、同族会社との合計で持株割合が3%以上となる個人株主への上場株式等の配当等の源泉徴収税率について、所得税の源泉徴収税率の改正は行われなかつたため、所得税の源泉徴収税率は15.315%であった。

対して、住民税の源泉徴収税率は、当該配当等が住民税の源泉徴収の対象である特定配当等に該当しないため、住民税の配当割の対象とならず、住民税の源泉徴収税率は0%であった。

改正後は、**当該配当等についても住民税の配当割の対象として住民税5%が源泉徴収され、合計20.315%(所得税15.315%+住民税5%)**の源泉徴収税率となる。

① 改正前の源泉徴収税率と課税方式

	個人株主単独で持株割合が3%未満	個人株主単独で持株割合が3%未満で同族会社との合計で持株割合が3%以上	個人株主単独で持株割合が3%以上
所得税・復興特別所得税	15.315%	15.315%	20.42%
住民税	5%	0%	0%
合計	20.315%	15.315%	20.42%
申告方式	選択適用(※)	総合課税	総合課税

② 改正後の源泉徴収税率と課税方式

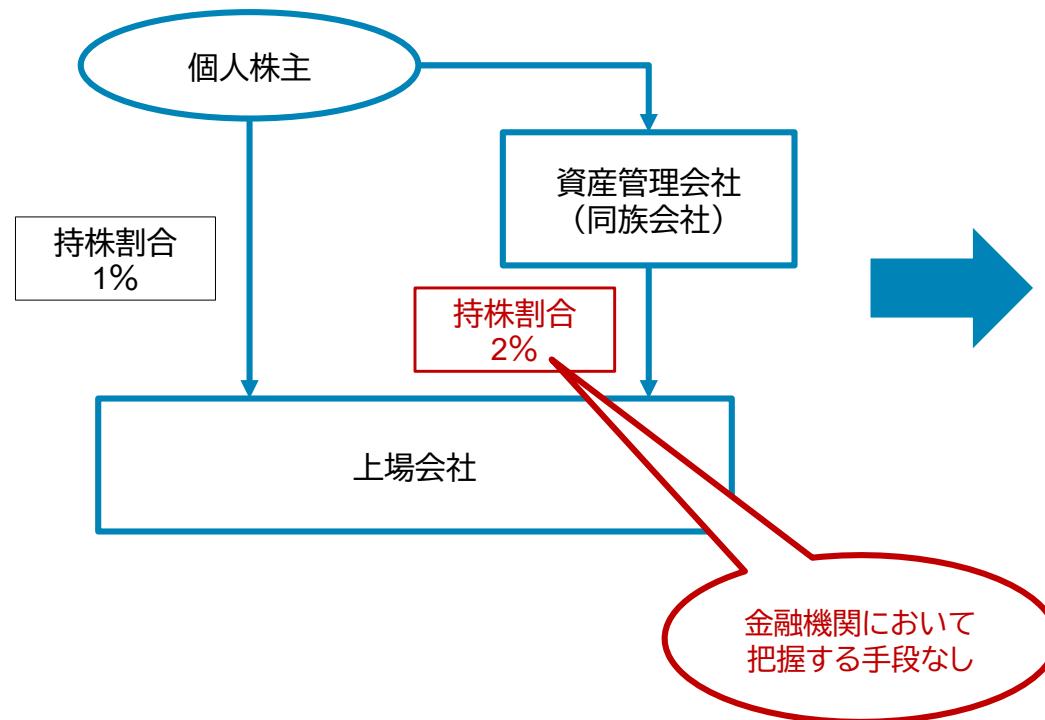
	個人株主単独で持株割合が3%未満	個人株主単独で持株割合が3%未満で同族会社との合計で持株割合が3%以上	個人株主単独で持株割合が3%以上
所得税・復興特別所得税	15.315%	15.315%	20.42%
住民税	5%	5%	0%
合計	20.315%	20.315%	20.42%
申告方式	選択適用(※)	総合課税	総合課税

(※)総合課税による確定申告、申告分離課税による確定申告、確定申告不要制度のいずれかを選択(所得税と住民税とで異なる申告方式は選択不可)

2. 改正の内容

(2) 具体例

【個人株主単独の持株割合が3%未満であり、同族会社との合計で持株割合が3%以上となる場合の一例】



(改正前)

個人株主が受取る配当等について、個人単独の持株割合が3%未満であるが、個人・同族会社の合計で3%以上であるため、住民税の配当割の対象外として、[源泉所得税15.315%のみ源泉徴収](#)
実務上は、住民税5%を合わせた20.315%が源泉徴収されていた。

(改正後)

住民税の配当割の対象として、[源泉所得税・住民税20.315%が源泉徴収](#)

3. 適用時期

大綱上、明確な記載はない。

4. 影響

個人株主単独の持株割合が3%未満であり、同族会社との合計で持株割合が3%以上となる個人株主への上場株式等の配当等について、法令上の源泉徴収税率が15.315%から20.315%に変更されるため、法令上と実務上の取扱いが一致する。

5. 実務上のポイント

- ・改正後は、個人株主単独の持株割合が3%未満であり、同族会社との合計で持株割合が3%以上となる個人株主への上場株式等の配当等についても、源泉徴収税率は、20.315%が適用される。なお、当該配当等については、総合課税の対象であるため、引き続き確定申告をする必要がある。
- ・適用時期について大綱上、明確な記載がないため、今後の改正法案において適用時期を確認する必要がある。
- ・改正後の住民税5%の精算手続きについて大綱上、明確な記載がないため、今後の改正法案において確認する必要がある。
- ・大口株主等(単独で持株割合が3%以上の個人株主)への上場株式等の配当等については、今年度改正の影響はないため、今までと同様、20.42%の源泉徴収がなされた上で、総合課税により確定申告をする必要がある。